

総務委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成22年11月8日から平成22年11月10日まで 3日間

2 視察都市

- (1) 福岡県久留米市
- (2) 佐賀広域消防局
- (3) 岡山県倉敷市

3 参加者

山田安邦委員長、川崎和子副委員長、小木秀市委員、加藤治吉委員、高梨俊弘委員
鈴木啓文委員、村田光司委員
同行 鈴木裕企画財政部長
随員 若尾和孝主任

4 視察事項

- (1) 市の概況について（久留米市、倉敷市）
- (2) 政策評価について（久留米市）
- (3) 外部監査について（久留米市）
- (4) 消防広域化について（佐賀広域消防局）
- (5) 広聴について（倉敷市）
- (6) 指定管理者制度について（倉敷市）

5 考察

次のとおり

1 政策評価

(1) 概要

久留米市は、13年度より、新総合計画に掲げる都市づくりを市民と共有し、協働して実現することや成果重視の行政への質的転換を目的に「政策評価制度」を導入している。制度の構成としては、次の制度がある。

まちづくり評価制度

新総合計画に掲げる都市の姿の実現状況を明らかにすることを目的とし、目指す都市の姿(都市づくりの目標)を「都市の姿」「市民参加・活動」「市民満足度・意識」で表し、63の指標を設定している。

事業等評価制度

都市の姿を実現するために取り組む事業の成果がどうであったかを明らかにすることを目的とし、戦略事業及び主要事業合わせ108の事業評価を行う。事業目的に応じて指標項目を選択し、事業ごとに目標を設定する。

、とも評価の時期は、基本計画期間終了後にその実績を評価する。また、計画の進捗状況を把握するため、中間評価を実施している。副市長を長とした政策評価会議で総合評価した結果は関係各部において具体的な事業運営や計画への反映に努め、活用を図っている。また、評価結果は議会に報告し、広報やホームページ等で公表している。今後は、評価結果が有効に活用される制度設計や市民にわかりやすい公表方法などに努めていくとしている。

(2) 考察

久留米市の「まちづくり評価制度」には、市の施策の方向性が評価できる63の指標が明確に示されている。本市においても、行政評価を導入して予算編成に反映しているが、評価指標などの基準を考慮することも大切だと感じた。

2 外部監査

(1) 概要

地方自治法第252条の36第1項により、包括外部監査制度の導入が中核市等に義務付けられている。久留米市は、中核市移行に伴い、20年4月より包括外部監査を実施している。包括外部監査人は副市長を委員長とする選定委員会を開催し、資格種別を公認会

計士とし、公認会計士協会へ推薦依頼し、候補者を決定している。契約金額は1,400万円を上限とし、監査体制として、補助者を設置している。20年度8名、21年度8名、22年度9名である。主に公認会計士で、弁護士が各年1名となっている。専用の執務室を庁舎内に設置し、総務部総務課が担当している。監査結果は翌年に報告書を市長、議長、代表監査委員に対し外部監査人が手渡し、説明する。包括外部監査テーマの選定は、監査人が決定する事項であり、市は直接関与していない。ただし、テーマ選定に資するため、市の財政状況などについて概要説明を行ったとのこと。また、制度の概要及び実施状況は、市のホームページで公開している。

(2) 考察

より適正な予算執行や行政運営に経営効率性の視点を導入できること、監査制度の信頼性の向上などにおいて、外部監査の実施は重要な制度である。本市においても、今後研究する必要性は高くなると感じた。

佐賀広域消防局 管内人口：302,716人・面積：583.50km²（平成22年4月1日現在）

1 消防広域化

(1) 概要

佐賀広域消防は8年2月、18市町村で「佐賀地域常備消防広域化推進検討委員会」を設置するが、その後、神崎地区が外れ、9年4月には「消防広域化推進検討室」を佐賀市・多久市・佐賀郡・小城地区の4消防本部（12市町）で設置し、広域化の合意に至った。10年4月に「佐賀広域消防設立委員会」が設置され、広域消防本部の位置、名称、定数、負担方法等が決定。11年10月に「佐賀広域消防委員会」が設置され、佐賀広域消防実施計画提案書を提出し、12年4月に「佐賀広域消防局」がスタートした。その後の市町合併を経て、現在の3市の構成となる。消防組織は、消防局と5つの消防署、そして、6つの分署または出張所がある。広域化後に新築した分署や2出張所が統合して新築した分署などもある。消防予算は39億6,319万円。広域再編の効果として人事管理面では、事務部門集約による職員の効率的配置 職員の専任化 年齢構成の平準化による消防職員の高齢化対策 人材育成（昇任試験の毎年実施など）がある。警防面では、広域後消防隊、救急隊等の初動体制が強化され、現場到着時間が短縮、また消防車、救急車にGPSを整備することによる災害出動態勢の充実強化 通信指令シス

テムの整備や、無線中継局の整備による無線不感地帯の解消がある。財政面では、庁舎車両等を計画的に整備することで、構成市の負担を平準化し財政基盤を強化 予備車の効率化による消防車両配備等の効率化 指導用・広報用資機材等の有効活用などがある。今後の課題としては、庁舎数11署所中、4署所が建築後30年を経過する等、消防庁舎の職場環境の改善、団塊世代の大量退職対策(今後10年間で約3分の1が退職)、給与格差の調整(佐賀市の例によることとなっているが、大変厳しい社会環境のため調整は当面先送りされている)また、広域再編に債務残高処理方法の違いで合意できなかった消防本部との合併も課題である。さらに、広域人事による事務処理能力又は融和の差により生じるストレスに対する職員メンタルケア、広域対象は常備消防だけだったので、各市の消防団への情報伝達の内容や方法の統一などは、改善を有するとしている。

(2) 考察

佐賀市は、全国でも先進的な広域消防に取り組んでいるので大変参考になった。佐賀広域消防局は、広域化後の経常経費の負担方法を、基準財政需要額割50%、人口割を50%としており、佐賀市の広域化への積極的な姿勢を強く感じた。やはり、広域化の拠点としての役割の明確化とリーダーシップが重要に思う。本市も、今後、消防組織の配置の見直しや職員・車両の適正配置などの協議に入っていくと思うが、広域化の利便性を最優先し、市民が安心できる検討が肝要であると感じた。広域化後の職員のメンタルケアや消防団への情報伝達など、当初からの配慮が必要であることも強く感じた。

倉敷市 人口：479,664人、面積：354.72km²(平成22年4月1日現在)

1 広聴

(1) 概要

倉敷市は21年4月、公聴・広報のそれぞれの機能を強化させることを目的に「市民広聴課」と「くらしき情報発信課」を新設した。市民広聴課は5人で構成される。事務の内容は、「市民提案制度」や意見・要望管理システム「聴き倉」 市長との対話事業 アンケート調査 パブリックコメントなどである。これらにより、市民からの意見要望に対する処理を円滑に進めるとともに、情報を蓄積・一元化し、市民ニーズを的確に把握し、政策の意志決定を効果的に行っている。また、市民と市長との直接対話や市民ふれあいトークも開催している。そして、21年度から市民モニター制度を新設

した。内容はインターネットを活用して、市政や市民生活に関係の深い課題について、市民の意識調査を行うものである。さらに、モニターへのアンケート回答者の中から抽選で、特産物、市の施設招待券をプレゼントしている。

また、20年3月には「コールセンター業務」を開始した。これは、ワンストップサービスの確立による市民サービスの向上を目的とし、委託料は約6,000万円とのこと。専門オペレーターが市の手続きや制度、施設利用などに関する問い合わせに、その場で答えする。満足度調査では、77.3%の利用者が大変満足と回答している。

(2) 考察

市民モニター制度は、市政の課題や施策への市民ニーズを調査するには大変有効と考えるので、本市において検討の必要がある。また、市長との対話事業のテーマも、生活に密着した内容であり興味深いと感じた。

2 指定管理者制度

(1) 概要

倉敷市の指定管理者制度の捉え方は「公の施設を市以外の者が管理運営するための手段で、民間委託の手法のひとつ」としている。倉敷市でも市民のニーズが多様化し、市役所だけで全てに対応することは難しい状況であり、競争の導入により、サービス向上と効率化を図っている。制度設計では 公の施設は、住民のためのものであることを強く意識し、設置目的を検証したうえで、指定期間も会計年度の区切りにこだわらず、施設ごとに最適期間を設定している。開館日の拡大や開館時間の延長も基本的に認めている。民間がその能力を十分発揮できる体制を整えることを目標とし、募集要項及び業務水準書に、施設の設置目的や指定管理者に期待する役割、目指すべき方向性・要求水準の事項を明確化する。また、債務負担行為の設定や運営の自由度の向上、選定における透明性の確保などにも留意している。 撤退等を防ぐ仕組みとして、契約保証金を指定管理料の4カ月分とし、それに相当する額を保証額としている。 一定規模以上の施設で、障がい者等の雇用を義務付け（現在雇用5名）するなど、新たな価値の創造も目指している。現段階での成果として、市営駐車場やユースホステルなどの設備等が改修・新設されたことや、利用料が安くなったなどのサービスが向上したとのこと。また、約10億円の経費が削減されたことなどがあげられるとのこと。さらに、条件を満たす場合に限り、更新制の公募という制度を取り入れている。これは、1期の指定期間

は、3年程度とし、更新は通算3期かつ合計10年以内の更新（再指定）を認めるものである。指定管理者制度は、民間企業等との信頼関係を構築することが重要とのことで、指定管理者と目的を共有し、新しい価値を創造することが大切と位置づけている。

(2) 考察

倉敷市は、指定管理制度の捉え方や制度設計など、よく整理した上で制度を導入している。指定管理者が能力を発揮できるための体制整備や新たな価値の創造など、倉敷市独自の取り組みは、参考にすべき内容であった。特に新たな価値の創造や、更新制の公募なども、本市の今後の指定管理者を選定するときに、一考すべき内容であると思う。